附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年九月一日から施行する。

（予備自衛官に対する勤続報奨金の支給に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の自衛隊法施行規則（以下「新規則」という。）第八十六条の三第一項の規定は、この省令の施行の日以後新規則第八十六条の二に規定する期間に達した予備自衛官（自衛隊法第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。）に対する勤続報奨金の支給について適用する。

（給付金支給申請書の様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の自衛隊法施行規則第八十六条の四の三第一項の規定に基づく別記様式第十一（次項において「旧様式」という。）による給付金支給申請書は、新規則第八十六条の四の三第一項の規定に基づく別記様式第十一（次項において「新様式」という。）によるものとみなす。

２　旧様式は、当分の間、新様式に代えて使用することができる。

法　規　的　告　示

○厚生労働省告示第二百二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品各条	医薬品各条
（略）	（略）
高用量インフルエンザＨＡワクチン	高用量インフルエンザＨＡワクチン
１・２　（略）	１・２　（略）
３　試験	３　試験
３．１　（略）	３．１　（略）
３．２　小分製品の試験	３．２　小分製品の試験
３．２．１～３．２．４　（略）	３．２．１～３．２．４　（略）
３．２．５　不活化試験	３．２．５　不活化試験
卵６個を用い，１個当たり検体0.2mLを尿膜腔内に注射して32～35℃で48～72時間培養した後，それぞれの卵の尿膜腔液を集め，これを試料として再び同様に操作する．	卵６個を用い，１個当たり検体0.2mLを尿膜腔内に注射して32～35℃で48～72時間培養した後，それぞれの卵の尿膜腔液を集め，これを試料として再び同様に操作する．
試料を注射した卵の尿膜腔液について赤血球凝集試験を行うとき，いずれも陰性でなければならない．ただし，陽性の卵のある場合には，その尿膜腔液0.2mLずつを新たな卵の尿膜腔内に注射して32～35℃で48～72時間培養した後，その尿膜腔液について赤血球凝集試験を行うとき，いずれも陰性でなければならない．	試料を注射した卵の尿膜腔液について赤血球凝集試験を行うとき，いずれも陰性でなければならない．ただし，陽性の卵のある場合には，その尿膜腔液を等量ずつ混合し，その0.2mLずつを新たな卵の尿膜腔内に注射して32～35℃で48～72時間培養した後，その尿膜腔液について赤血球凝集試験を行うとき，いずれも陰性でなければならない．
３．２．６・３．２．７　（略）	３．２．６・３．２．７　（略）
（略）	（略）
肺炎球菌ワクチン	肺炎球菌ワクチン
１　本質及び性状	１　本質及び性状
本剤は，肺炎球菌（以下「菌」という．）莢膜血清型１，２，３，４，５，６Ｂ，７Ｆ，８，９Ｎ，９Ｖ，10Ａ，11Ａ，12Ｆ，14，15Ｂ，17Ｆ，18Ｃ，19Ａ，19Ｆ，20Ａ，22Ｆ，23Ｆ及び33Ｆ（デンマーク式命名法）から，それぞれ抽出した精製莢膜血清型ポリサッカライドを含む無色の澄明な液剤である．	本剤は，肺炎球菌（以下「菌」という．）莢膜血清型１，２，３，４，５，６Ｂ，７Ｆ，８，９Ｎ，９Ｖ，10Ａ，11Ａ，12Ｆ，14，15Ｂ，17Ｆ，18Ｃ，19Ａ，19Ｆ，20，22Ｆ，23Ｆ及び33Ｆ（デンマーク式命名法）から，それぞれ抽出した精製莢膜血清型ポリサッカライドを含む無色の澄明な液剤である．